

第7回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成23年11月21日(月) 午前10時から正午まで

○開催場所：県庁共用第5会議室（本館棟4階）

事務局 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、「山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

まず、配付資料について御確認をお願いしたいと思います。配付資料一覧に記載した資料を配付しております。事前に配付させていただいた資料をお忘れの場合も、用意しておりますので、お知らせください。御確認いただけましたでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、環境生活部長が御挨拶を申し上げます。

環境生活 皆様、おはようございます。山口県人権施策推進審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。本日は、大変お忙しい中、第7回の審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様には、今年2月、委員に御就任いただきましたが、この場をお借りしまして、改めてお礼申し上げます。また、審議会開催の準備が遅れ、今日が初めての会議となりましたことを深くお詫びいたします。さて、県におきましては、「山口県人権推進指針」に基づき、市町をはじめ関係機関や関係団体との連携の下に、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権に関する諸施策を総合的に推進をしてまいりました。こうした取組を通じまして、すべての県民の皆様が、山口県に生まれ、育ち、そして住んでよかったと実感をしていただけるような、住みよき日本一の県を目指しているところでございます。県といたしましては、今後とも、引き続き、指針に基づく取組を積極的に推進していく所存でございますので、皆様の御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。本日は、指針策定から10年が経過いたしますので、これまでの取組における課題や新たな人権課題の状況等を踏まえまして、指針の見直しをお諮りすることとしております。どうか委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

事務局 それではここで、本日の会議の成立状況について御報告を申し上げます。

17名の委員中、13名の委員が御出席で、委員の過半数を超えております。

したがいまして、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、改選後、はじめての会議でございますので、委員の皆様方を名簿にしたがいまして、御紹介申し上げます。

(委員紹介)

事務局 最後に、岡山委員、奥田委員、寺尾委員が、本日、御欠席となっております。金恵媛委員におかれましては、遅れて来られる予定です。引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事務局 続いて、当審議会の幹事についてでございます。審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命したものでございまして、お手元に配付しております名簿のとおりでございます。時間の関係上、紹介は省かせていただきます。

それでは、議題の審議に先立ちまして、皆様方に御了解いただきたいことがございます。本審議会は公開を原則としております。したがいまして、審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としております。議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただきますとともに、会議の写真を撮らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっております。しかしながら、本日は、委員改選後、初の審議会であり、会長が選任されておられませんので、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。会長につきましては、審議会規則第4条の規定により、委員の互選により定めることとされております。どなたか御推薦がありましたらお願いいたします。

高木委員 それでは僭越でございますけれども、前期就任中の実績のございます三島委員さんにですね、引続き会長として御活躍をお願いをしたいと思います。

事務局 只今、三島委員さんの御推薦がありました、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)(拍手)

事務局 皆様の御賛同をいただきましたので、会長は三島委員さんをお願いすることに決定いたします。なお、先ほど申し上げましたとおり、会議の議長は、会長が務めることとなっております。三島会長さんには、議長席へ移動していただき、今後の議事進行についてよろしく申し上げます。

議長 会長への就任に当たり、一言御挨拶させていただきたく思います。皆様方からの御賛同をいただきまして、会長という大役を引き受けることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。本審議会の最大の課題というよりも、私どもの今回の課題は、御承知のとおり、お手元にある知事からの諮問書にあるとおり人権指針の改定という大きな課題が私どもの方に、今、課されております。もとより非力でございますけれども、皆様方からの御協力を得ながら、よりよい改定に向けて御一緒に審議を尽くしていきたいと思っております。なにとぞ、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

それではあの、座らせていただきます。早速、議事に入らせていただきますが、お手元の次第でございますとおり、まず、会長・副会長の選任というところが議題になっておりますけれども。私が会長に御推挙いただきましたところで、議題1にあります、今度は副会長の選任についてお諮りさせていただきたく思います。同じく委員の互選となっておりますけれども、新任の委員の方もいらっしゃると思いますので、事務局の方に御提案があれば提案いただくということでいかがでございましょうか。事務局の提案でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、事務局、よろしくお願い致します。

人権対策室次長 前期に引き続いて委員に御就任いただいております貞國委員さんに副会長をお願いしては如何かと考えております。

議長 はい、ありがとうございました。お聴きのとおり、貞國委員に副会長の御推薦が挙がっております。御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)(拍手)

議長 ありがとうございます。それでは、貞國委員に副会長をお願いすることとして、先生、恐れ入ります、一言、御挨拶をお願いできれば。

貞國委員 御推挙いただきました、貞國と申します。大した能力はございませんが、皆様方の御協力を得て、しっかり頑張ってみようと、今、思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それではあの、次第の2に入らせていただきます。「山口県人権推進指針の改定について」ということでございます。本件は、今お手元に配布されているかと思えますけれども、本日付で知事から諮問がなされております。まず、指針の改定を検討するに当たって、事務局から、「指針に基づく取組の現状と課題」についての説明からお願いしたいと思えます。

人権対策
室次長 「人権推進指針に基づく取組の現状と課題」、この資料につきましては、あらかじめ、委員の皆様方へ送付させていただいておりますが、改めて、御報告をさせていただきます。

まず、1ページですが、「現行指針の概要」をお示ししております。この指針は、人権に関する諸施策を総合的に進めていく役割を持っており、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向けて取組を進めていくことを基本理念として、「いのち」、「じゆう」、「びょうどう」、「共生」をキーワードといたしまして、人権施策を推進していくためのものであります。1ページの下の方になりますが、施策推進の体系をお示ししております。これに沿って、順次、取組の現状と課題について、説明をまいります。

2ページをお開き下さい。人権を尊重した行政を推進するため、職員の人権意識の向上を図ることを目的として、毎年、新規採用職員、主任級、主査級、所属長などの階層別に研修を実施しております。又、こういった職位とは関係なく、本庁職員や出先機関の職員を対象とした研修を実施しております。又、ほぼ、隔年ごとに申請や届出などの様式を中心に点検見直しを実施しております。今後の課題といたしましては、業務の点検・見直しや情報公開の推進などの県民の人権に配慮した取組を進めるとともに、職員研修の内容を工夫しながら充実させていくことなどがあります。次に、人権教育推進の現状でございます。3ページになりますが、学校においては、推進体制を整備し、計画的な取組を行っております。又、今年3月に作成いたしました「人権教育推進資料(新訂版)」、本日、資料としてお配りしておりますが、この周知と活用に努めております。又、教職員の研修につきましては、管理職を対象とした研究協議会や人権教育担当教員を対象とした研究協議会を実施しております。次に地域社会における取組の現状ですが、社会教育関係者などを対象とした指導者研修会を実施しております。又、地域における学習機会を充実させるため、市・町が主催する研修会などの費用について補助をしております。次に、家庭教育への支援の現状でございますが、リーフレットによる情報提供や出前講座などを実施しております。続きまして、人権教育推進における課題であります。まず、

学校においては、実効性のある推進体制や計画の整備や、4ページになりますが、教職員の多様な研修機会の設定や指導資料の整備、児童生徒が安心して、楽しく学べる学習環境づくりなどの課題があります。次に、地域社会における取組については、社会教育関係団体が相互に連携し、それぞれの地域において、自主的な取組を促進していく必要があるなどの課題があります。次に、家庭教育への支援における課題ではありますが、保護者の学習機会の充実や相談・支援体制の整備・充実などがあります。続きまして、人権啓発推進の現状でございます。年間を通じて、計画的に、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、それから、ポスターの掲出や啓発イベントの開催など、基本的な人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を実施しております。次に、啓発指導者養成研修の開催、人権推進指針の配布、啓発に関する情報提供など、県民の自主的な人権学習への支援に取り組んでおります。続きまして、5ページになりますが、人権啓発推進における課題でございます。啓発活動の推進に当たりましては、絶えず、内容や手法を検討しながら広域的な啓発に取り組むといった課題があります。又、県民の自主的な学習への支援を促進するため、これまで以上に、「指針」の活用を促進することや実践力のある啓発指導者を養成するといった課題があります。続きまして、相談支援体制の充実に係る現状でございます。指針策定後の平成14年以降、「子どもを守る地域ネットワーク」による、児童虐待の防止の取組をはじめとして、関係機関相互の連携による体制の整備が図られてまいりました。又、ホームページなどにより、相談機関に関する情報提供も充実しつつあります。又、県社協の「福祉サービス運営適正化委員会」などに見られるように、社会福祉施設などの利用者に対する相談体制も整いつつあります。続きまして、相談支援体制の充実に係る課題でございます。複雑多岐にわたる相談内容に的確に対応していくため、相談機関相互の連携を強化するといった課題があります。又、様々な専門相談機関について、設置場所や支援制度などについて、広く情報提供していくといった課題があります。又、相談事案への対応能力を高めるための研修の実施や体制の整備などが課題となってきております。次に、相談者への支援の推進における課題ではありますが、DV防止や児童虐待防止、障害者の就労支援などの取組については、関係機関のより密接な連携が必要になってきていることなどが上げられます。

続きまして、7ページになります。現行指針においては、第5として「推進体制」全般について、言及しておりますが、その中で「1 それぞれの取組」の次に「2」として、「推進体制」を示しております。まず、この推進体制の現状でございますが、県におきます推進体制としては、この「審議会」を平成18年に設置いたしております。平成19年の「指針」の一部改定に際しましては、分野別施策の推進の見直しについて、審議会にお諮りいたしております。又、平成20年の「人権に関する県民意識調査」の実施に際しましても、御意見や御提言をいただいているところでございます。又、県庁内においては、関係各課からなる「人権施策推進連絡会議」を設置しているところであります。次

に、啓発に関する推進体制であります。国、県、人権擁護委員連合会、市・町などで構成されている「人権啓発活動ネットワーク協議会」によるイベントの開催など全県的な啓発活動に取り組んでいるところでございます。次に、推進体制における課題でございます。市町においても、市民や町民の意見を反映できる体制の整備を検討することが必要ではないかという課題があります。又、民間団体や企業、行政の連携・協力をどういうふうに進めていくかといった課題があります。同時に、「人権啓発活動ネットワーク協議会」による啓発活動のあり方や県民などの自主的な取組を支援するための条件整備などの課題があります。

続きまして8ページでございます。最後になりますが、分野別施策の推進における現状と課題であります。女性や子ども、高齢者などの各分野におきましては、個別の法令や、それぞれの計画、プランなどに基づき、お示しのとおり、「指針」に沿った取組を着実に進めているところであります。なお、「分野別施策の推進」の内容につきましては、平成19年6月に改定を行っているところでございます。次に、9ページになりますが、分野別施策の推進における課題であります。「犯罪被害者とその家族」の問題につきましては、現行指針においても、「犯罪被害者の保護」として取り上げておりますが、お示しのとおり、関係法令の整備も進んできており、社会全体として取組をも進める必要が生じております。10ページになりますが、「インターネットによる人権侵害」の問題につきましても、同様であります。又、近年においては、「地球環境と人権」という考え方が出てきております。一方では、大規模な環境破壊が基本的人権の享有を著しく阻害していることを経験しつつあります。又、性同一性障害者の問題についても、社会としての対応が必要となってきました。分野別施策の推進における課題については、この4点でございます。以上で、「人権推進指針に基づく取組の現状と課題」についての報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今、事務局から、「指針に基づく取組の現状と課題」についての説明がありましたけれども、御意見等いただきたいと思いますが、その前に、今、金委員がお見えになりましたので。ちょっと御紹介を金（きむ）委員でございます。はい、それでは、議題に戻りまして、只今説明がありました「指針に基づく取組の現状と課題」についての意見の交換等を行いたいと思いますが、御意見がございましたらお願い申し上げます。はい、どうぞ。河野委員どうぞ。

河野委員 ピントが合うか合わないか別にして、まず、8ページ、とびとびでいきますが、分野別ですね、女性というところで今一番問題になっているのが、3号被保険者、奥さんですね。年金申請しないので、あと、生活できないとか、もらい過ぎたので戻せとか、ああいうふうな、これは生存権の問題ですのでね。これはここで話すべきじゃ無いんですが、共同参画ということを打ち立てるなら、女性のそういう年金問題をもっと本気で取り組むべきじゃないかなあ、

というふうに思っておりますので、気付きです。

それから、一番下に、その他の人権問題とありますが、これも、社会的にです、今、生活保護が、問題になっております。これは、憲法での生存権の問題で、山口県がこの生活保護、保護という言葉になっておりますが、そういう動向がどうなっておるか、というふうなものもですね、やはり人権問題として、具体的な項目を挙げるべき時代になっておるんじゃないかな、というふうに思っております。これは一生懸命やっておられるので、この点は評価します。

それから、全般的にです、日本国憲法に関して、まあ、1ページ目ではいろいろ書いてございますが、結局、今、日本国憲法の見直しというものが、叫ばれております。これは、戦争放棄の9条でなくてですね、ある新聞社が、どういう点に関心持っておるか、それから、問題点があるかということでは、やはりプライバシーとか生存権、それから平等と差別の問題とかいうのがですね、大きく取り上げられておるんです。それで今後、なら一体どういうふうにしたいかというのは、ちょっと甘すぎるんじゃないか。現在のね、憲法の中の、13条から甘すぎるんじゃないかという指摘もあるし、いや、もう今が一番いいんだということ、それからもう少し緩めたらいいんじゃないかと。こういうテーマが、ありますので、僕は、申し上げたいのは、山口県でもそろそろ、この、日本国憲法における、国民の権利及び義務という第3章ですがね、これはそろそろ、勉強会、これは、行政も含めて、地域も個人も、県民もですね、そろそろ勉強会を、開いて、私はこう思う、ということの意見を、言う時代になったんじゃないかと思っております。憲法と言え、もう、9条でがちがちになってしまっておるのですが、そうでなくて、この国民の権利及び義務という第10条からのですね、見直しが必要ではないかと。これがこの点、人権指針に基づいてどうも憲法というものの勉強がどうも不足、不足と言ったら失礼ですが、私を含めて足りないのではなかろうかな、というふうに思っております。その点、先般いただきました中学生の論文の中では、基本的人権とはなんだろうかとかいう、いわゆる新鮮なものの方による解釈がなされておりますので、我々もそれに十分に答えられるような、勉強も必要ではなかろうかな、と。そういうふうに思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。一応御意見として、承っていてよろしゅうございますね。はい、他にいかがでしょうか。はい、金委員どうぞ。

金委員 同じく8ページ、9ページに関わる、2点について御質問させていただきたいんですが。個別分野として、子ども、というところと障害者というところに関わってくるかと思うんですが、今教育現場では、いわゆる、発達障害といった、脳機能の障害による問題というものが、非常に、真剣、深刻な問題として浮上していると思うんですが。この障害者というところに、いわゆる18歳未満の障害児という、そういった人たちを対象として考えておられるのか、とい

うのと、その時に、いわゆる三障害、機能障害以外に、脳機能に対する障害についてどのように、盛り込まれるのか、あるいは考えていらっしゃるのかということ伺いたいというのがあります。

もう一点としては、9ページなんですけど、インターネットに関する人権なんですけど。ここに情報モラルっていうのが、明示されているんですけど。今、モラルと共に問題視されているのが、リスクだと思うんですね。リスクに関してどのように研究されるのかを考える必要があるのかということと、もう一つ、インターネットがこれだけ、普及してしまうと、情報格差というのが生まれると思うんですけど、その辺についてはどのように考えておられるのか、を教えてください。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。質問という事でございますけれども、こういう問題が今から先、この改定の中で、おそらく審議され、あるいは改定されていくと思いますけれども。何か、それに対して今の時点で、お答えがあれば。

障害者支援課長 よろしくお願ひします。今障害者について、18歳未満も対象になっているのかっていうこと、のような御質問でよろしいのでしょうか。今ですね、障害者については18歳以上で、それ以外は障害児っていう、それより未満の方は障害児っていう、ことになりますけれども。県の施策の中では両方一緒にですね、施策としては取り組んでいるところでございます。回答がずれておりますでしょうか。

金委員 私の理解が、多分不足していたと思うんですけども。例えば、18歳未満の障害を持っていらっしゃる方っていうのはこのカテゴリーですと、子どものところに入ることになるんですか、あるいは障害者ということに入るんですか、あるいは別枠になるのでしょうか。

障害者支援課長 それでしたら、障害者、というところで、入ることになります。

金委員 障害に関するもう1点の、先ほどの質問の中で、発達障害といった、そういった脳機能障害に対して、今後、検討していくことになるのかどうかということについても考えを伺えたらと思います。

障害者支援課長 発達障害につきましてはですね、発達障害者支援法に基づいて、県の方も発達障害者支援センターを、山口市の「ひらきの里」という社会福祉法人に委託して取り組んで、相談支援等の取組を今、行っているところでございます。

議長 はい、金先生、今の御質問の内容あたり、もし必要でしたら後ほど。また、今承った限りでは、今からそこらをしっかり、改定の中に、入れていければと

思いますので。中島委員、どうぞ。

中島委員 この、審議会の次第の、議題の中でですね、4の(2)の関係で、一つずつ、これ、協議されるんですか？

議 長 えっとですね…

中島委員 私は、やっぱり、⑤までを、②から⑤までを一応、事務局の提案としてお伺いしてですね、これずっと、一貫性のあるものですから、この②のところで論議をすると、私にも相当意見があるんですが、それでは、前に進まないでしょう。

議 長 はい、申し訳ありません、ちょっとここで切らせていただいて、次…

中島委員 私は、②から⑤まで一応提起をしていただいて、それから全体の部分で、議論されたほうが…。議論のあり方としてはですね。

議 長 はい、ありがとうございます。

中島委員 一貫性があるものですから、一括でやった方が…。夕方までやるのであればいいんですが。

議 長 今日、12時までですので、今、中島委員がおっしゃった通りですので。

中島委員 よろしくお願いします。

議 長 はい、了解しました。今、中島委員から御指摘もございますけれども、まずは現状と課題の大まかなところで、方針というか枠組みについての御意見等というところで、個別のところはまた必要があれば承っていきますし、また、そのところが今からの内容でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今、中島委員からそのような総括的なところで、御意見いただきましたので、現状と課題というところについては、これでちょっと切り上げさせていただいて、次へと進めさせていただいてよろしゅうございませうか。はい、それでは続けて、今の報告を踏まえた改定指針骨子の案について、事務局から説明をお願い申し上げます。

人権対策
室次長 「改定人権推進指針骨子(案)」、この資料につきましては、あらかじめ、委員の皆様方へ送付させていただいておりますが、改めて、内容について、御説明をさせていただきます。

まず、改定に向けての基本的な考え方でございますが、1点目といたしまし

て、現行「指針」の構成や内容は、基本的に継承するということでもあります。その理由といたしましては、まず、この指針は、人権に関する取組を進めるための基本理念や施策推進の方向性を示したものであります。したがって、指針を策定した平成14年以降、今日までの取組と今後の取組との継続性を維持していく必要があるということをございます。次に、平成14年以降、人権に関する法律や諸制度の整備が進み、又、関係分野全般において、基本計画などが策定されております。こうした状況を踏まえ、「分野別施策の推進」については、平成19年6月に、改定を行っているということがございます。次に、国が策定しております「人権教育・啓発に関する基本計画」の考え方とも整合しているということでもあります。以上の理由から、現行「指針」の構成や内容は、基本的に継承したいと考えております。

次に、改定に向けての基本的な考え方の2点目でございますが、さきほど御報告申し上げましたが、「これまでの取組などを踏まえた課題や新たな人権課題に対応する。」とともに、「県民により分かりやすい指針とする。」ということでございます。主なポイントは、お示しておりますとおりであります。

続きまして、改定指針の骨子でございます。主要な見直し箇所については、アンダーラインを引いております。「第1 指針の趣旨と性格」につきましては、現行指針の「第1 策定にあたって」を整理したものであり、内容については、大きな変更はありません。1 指針の趣旨では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」を実現するために、指針が策定されたことを説明いたします。2 指針の性格では、この指針が人権施策推進の方向性や個別の方策を示すものであり、県は、この指針に基づく取組を進め、市・町には、この指針を踏まえた地域に密着した取組を期待し、県民には、この指針を踏まえ、自主的な取組を期待することを記述いたします。なお、指針の期間は設けておりませんが、今後の人権を取り巻く諸情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて、改定を行いたいと考えております。

次に、「第2 人権をめぐる状況と課題」でございますが、現行指針の「第2 指針策定の背景」を整理したものであります。1 国連の取組につきましては、現行指針の「国連の状況」と同じ内容の記述を考えております。2 ページになりますが、2 国内の動向につきましては、現行指針の「我が国の状況」の内容に、平成14年以降の動向、具体的には、「高齢者虐待防止法」や「障害者虐待防止法」の制定などを追加記述していく考えであります。3 本県の取組につきましては、現行指針の「本県の状況」の内容に、お示しのとおり、平成12年以降の取組を追加・整理していくものであります。次に、4 人権課題等の状況につきましては、(1) 概況と(2) 家庭、地域、職場、学校等における課題の項目立として、現行指針とほぼ同じ内容といたしますが、より県民の理解を促進できるよう、記述に工夫を加えたいと考えております。

続きまして、「第3 指針の基本理念、キーワード」でございます。まず、1 基本理念につきましては、大切な部分であり、現行指針を踏襲しておりますが、記述の冒頭に、「私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、

生存権、教育を受ける権利、勤労権等に関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。」の一文を付け加えております。次に、2 キーワード でございます。現行指針におきましては、いのち(生命)、じゆう(自由)、びょうどう(平等)、きょうせい(共生)の4つをキーワードとしておりますが、改定指針におきましては、じゆう、びょうどう、いのち の3つのキーワードとしたいと考えております。「きょうせい」につきましては、「じゆう」、「びょうどう」、「いのち」の3つとは、少し性質が異なっております。「じゆう」、「びょうどう」、「いのち」については、日本国憲法の関係条文から直接、引用することができます。従前から、指針を活用して研修を実施している現場からは、「じゆう」、「びょうどう」、「いのち」については、それぞれを、掘り下げて説明し、展開していくことができるが、「きょうせい」については「共に生きていく」或いは、「共に暮らしていく」といった説明に止まる。といった声が上がってきております。こうしたことから、この際、「きょうせい」につきましては、お示ししておりますように、キーワード全体を説明する本文中で、「人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。」とし、分かりやすい使い方をしたいと考えております。

続きまして、3 ページになりますが、「第4 施策の推進」でございます。まず、1 人権を尊重した行政の推進につきましては、お示しいたしております項目について、引き続き、取組を進めてまいりたいと考えております。次に、2 人権教育及び人権啓発の推進でございます。(1)人権教育の推進ですが、先ほどの「指針に基づく取組の現状と課題」においても触れましたが、本年3月に県教育委員会が策定いたしました「人権教育推進資料(新訂版)」に沿った内容といたします。大きな方向性といたしまして、①点目は、憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権が尊重されるよう推進していく。②点目は、一人ひとりが基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深め、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるよう推進していく。③点目は、個別の人権課題についても、基本的人権尊重の視点から理解を深め、学校や地域社会の実情に即した取組を推進していく。というものでございます。以下、「学校における取組」「地域社会における取組」「家庭教育への支援」として、お示しいたしておりますとおり、整理をしてまいりたいと考えております。次に、(2)人権啓発の推進ですが、現行指針とほぼ同様の内容で、整理をしてまいりたいと考えております。大きな方向性といたしましては、引き続き、A 基本的人権を尊重するという普遍的視点からの啓発活動を推進していく。次に、イ この「指針」の活用を促進し、県民の自主的な学習の取組を促進していく。次に、ウ 常に、内容や手法を検討しながら人権啓発を推進していく。といったものであります。続きまして、4 ページになりますが、3 相談・支援体制の充実でございます。まず、(1)相談体制の充実ですが、一部自治体において、相談対応が必ずしも十分ではない状況が見受けられますので、「県及び市町の人権に関する相談窓口における適切な対応」として、明記することを考えております。次に、(2)相談者等への支援の推進ですが、相談事案の内容が複雑で

あつたり、複数の分野における課題を含んでいたりすることも多いので、「(主たる) 相談機関と(相談内容に関係する) 機関との連携強化による支援体制の充実」を明記したいと考えております。続きまして、4 分野別施策の推進でございます。これにつきましては、この「指針」を研修資料や学習資料として活用しておりますが、そういった資料としての使いやすさを考慮し、「推進体制」の次に、一括して、後出・掲載としようとするものでございます。

続きまして、「第5 推進体制」でございます。まず、1 それぞれの取組につきましても、非常に大切な部分でありますので、現行指針と同様の内容としたいと考えております。しかし、(5) 市町の取組については、各市町がそれぞれの実情に応じた人権施策を進めていく上で、住民の意見を聞くことは、大切なことでございますので、「市民や町民の意見を反映するための推進組織等の設置」が期待されていることを明記いたしました。又、(6) 県の取組については、法務局において、長い期間をかけて整備されてきました「人権啓発活動ネットワーク協議会」の活動に、これまで以上に、県としての参画の度合い深めていくことを明記いたしました。次に、2 推進体制でございます。5 ページになりますが、(2) 自主的な取組への支援と(3) 民間団体、企業、行政の連携・協力を取り上げたいと考えております。

最後になりますが、4 分野別施策の推進でございます。5 ページと6 ページに、お示しいたしておりますとおり、16 の分野などにおける問題を取り上げております。現行指針の「分野別施策の推進」と構成や内容も、ほぼ、同様であります。しかし、現行指針において、「その他の人権問題」として、一括して取り上げている「プライバシーの保護」、「インフォームド・コンセントの推進」、「インターネットにおける人権侵害」、「犯罪者被害者の保護」、「拉致問題」については、それぞれの人権問題に軽重はないという考えから、全て項目立てを行いました。また、「犯罪者被害者と家族の問題」、「インターネットにおける問題」、「拉致問題」については、記述を充実させたいと考えております。また、「環境問題」と「性同一性障害者の問題」を新たに項目立てしたいと考えております。改定人権推進指針骨子(案)についての説明は、以上でございます。

議長 只今、事務局から、「改定指針骨子(案)」について説明がありましたので、御意見等をお願いします。

河野委員 2 ページの国連の取組について、最近ではハーグ条約、国際結婚したときの子供をどっちが引き取るといった。あれが、日本も加盟したんじゃないかと思いますが。この点も、新しい人権に関する条約と思いますが、その点いかがですか。ハーグ条約。

人権対策室次長 調査不足で、その点もきちんと調べまして、素案の中に盛り込んでいきたいと思っております。

議長 今、お諮りしているのは、基本的な考え方・骨子ということなので、よろしいでしょうか。

河野委員 わかりました。

鈴木委員 質問よろしいでしょうか。骨子の第3の基本理念、キーワードのところで、キーワード今の現行のところでは、「きょうせい（共生）」を含めて4つのものが入っていますが、今回「きょうせい」は落ちて3つになっていますけど、3つにしたその理由はどうなんですか。

人権対策
室次長 「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」については、日本国憲法の基本的人権関係条項から直接結びつくものであると、「きょうせい（共生）」っていうのは「共に生きる」ということをございますけど、これについては、中々直接的な条項まで進まない。ただ、憲法前文、あるいは日本国憲法全体から類推できることは確かです。で、先程も少し触れましたが、実際にこの指針を活用する現場から「いのち」「じゅう」「びょうどう」の3つについては、それぞれを深く掘り下げて説明することができるけれども、この「きょうせい」については「共に生きる」あるいは「共に暮らす」といったそういった説明しか中々できないという声も、従前からあがってきております。それともう一つは、この指針を平成14年に策定したわけですけれども、13年、14年にかけて、このキーワードにつきましても色々議論をして頂いたという経過がございます。ただ、「いのち」「じゅう」「びょうどう」については、かなり議論もされておりましたけれど、この「きょうせい」については、まあ「共に生きる」ということで理解をするというあまり議論が深まっていなかったという経過もございます。そういうことで、後程「素案」ベースのところでも、もう少し深く「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」について説明をさせていただきます。その中で「共に生きる」「きょうせい（共生）」ですね、そのあたりも考えていただければ、というふうに思っています。以上です。

高木委員 「障害者」という言葉なんですけれど、「害」の字を「がい」と平仮名で書いたりするという傾向が少しでてきているんですけど、これについては、県としてはその方向についてどのようにお考えなのか。

議長 手短にお願いします。

障害者支援
援課長 「障害」の「害」の表記字につきましては、資料が直ぐにでてこないで、手短にということで、簡単に説明しますが、今国の方でも「害」を平仮名「がい」にすべきかどうか検討されておりましたが、今の「障がい者制度改革推進会議」では「害」の字をどうするか検討が続けておられますので、県として

は引き続き「害」の字は漢字を使っているという状況であります。

中島委員　よく聞くんですね。例えば、最近、地方自治体いわゆる市の段階で人権の指針を策定された山口市の指針では、平仮名の「がい」の字を使われる。ただ、あのう言い方は悪いけども、「障害」という文言をですnee、全部「平仮名」にしても、障害は障害なんですね。じゃあ、「害」を落とすとなると、災害の「害」とか色々ありますよね。「障害」の「障」も「差し障りがある」ということですから、論議をすれば相当ある。国の方で色々国会あたりで論議をされて「がい」にされるのであれば、法律上の関係でやむを得ないことかもしれないが、言葉から発する問題・表現の問題を含めて、「障害」を全部平仮名にしようが、「障」を平仮名にしようが、「害」を平仮名にしようが、受け止め方としては、きちんと「障害問題」として受け止めないと、文言だけで、それで差別では云々みたいなことは、私はやはり、すべきではないと思います。

議　長　おっしゃるとおりです。言葉狩りみたいなことをしても仕様がな。高木委員、これは法との関係もありますので、その辺りで議論を深めていただければと思います。今、ここでお諮りしたいのは、骨子に関する基本的な考え方、骨子まさに枠組でございますので、ちょっと先へと進めたい部分もありますので、考え方、骨子についてこのような形で進めることに、まずは御了解を頂けますか。

（「異議」の声なし）

議　長　はい。ありがとうございます。それでは、御了解を頂いたということで、先へ具体的な話に進めたいと思います。それでは、続いてこの骨子にもとづいて「改定指針（素案）」が用意されておりますので、事務局から説明してください。

人権対策
室次長　「現行人権推進指針・見直しの概要（改定素案）対比表」この資料につきましては、あらかじめ、委員の皆様方へ送付させていただいている改定人権推進指針(素案)における主な見直し箇所と現行人権推進指針の本文を対比したものでございます。この対比表により、素案を説明してまいりたいと思います。

それでは、1ページから、順次、説明をさせていただきます。見開きの左側が、現行指針の本文となります。右側が、改定素案における主な見直し箇所となります。又、主な見直し箇所については、アンダーラインを引いておりますが、言い回しを替えたり、同義語などを使用した箇所については、省略をさせていただきます。右側の「第1 指針の趣旨と性格」につきましては、左側の現行指針の「第1 策定にあたって」を整理したものであります。内容については、大きな変更はありません。左側の1 指針策定の趣旨の、上から6行目に、「我が国においても、基本的人権の尊重を基本原理とする……………」

とありますが、この3行について、左側にお示しいたしておりますが、日本国憲法の3つの基本原理を明示することとし、基本的人権の尊重に加え、国民主権と平和主義を明記しております。次に、2 指針の性格であります。中程の(2)市町に期待することとして、「各市町の実情に応じた施策推進の方向性を明示」することを付け加えました。次に、左側の3 指針の期間については、削除いたしております。

続きまして、2ページでございます。右側の「第2 人権をめぐる状況と課題」は、左側の「第2 指針策定の背景」を整理したものであります。左側の(1)国連の状況につきましては、右側1 国連の取組とし、人権に関する諸条約を明記いたしました。次に、左側の(2)我が国の状況につきましては、右側、2 国内の動向とし、現行指針策定以降の動向を追加し、個別の人権関連法の制定や改正を明記いたしました。次に、左側の2 本県の状況につきましては、右側、3 本県の取組とし、現行指針策定の取組経過を追加するとともに、指針策定後の取組を追加いたしました。次に、3ページでございます。人権課題等の状況につきましては、左側の(1)人権課題の状況を、右側、(1)概況とし、冒頭において、様々な人権問題が幅広く存在していることを述べ、又、基本的人権の享有が阻害されている状況について、より幅広い視点から説明することとし、「今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されという問題含めて、次のような分野の問題などにおいて、人権課題が見受けられます。」と整理いたしました。次に、4ページでございます。(2)家庭、地域、職場、学校等における課題につきましては、現行指針の内容とほぼ同様であります。学校における課題をより具体的に整理するため、エ 学校における課題として、「いじめや体罰の問題や基本的人権の意義、人権尊重の理念についての理解が十分でないことや人権教育の推進体制の充実、家庭・地域社会等との連携強化などの課題があります。」としました。

続きまして、「第3 指針の基本理念、キーワード」でございます。まず、1 基本理念につきましては、さきほど骨子(案)でも説明いたしましたが、憲法が定める基本的人権関係条項に関わる様々な課題を明示するため、アンダーライン部分を付け加えております。次に、5ページになりますが、2 キーワードでございます。じゅう、びょうどう、いのちの3つをキーワードとしております。左側の現行指針においても、いのち、じゅう、びょうどうについて、説明をしておりますが、それぞれのキーワードの説明を分かりやすくし、3つのキーワードについて、一人ひとりの実践を期待するという事で、○じゅう(自由)だれもが、人として大切され、自由に自分らしくいけることができる地域社会の実現をめざします。このため、県民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の意義を理解し、自ら決定していくことが大切となります。○びょうどう(平等)だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。このため、県民一人ひとりが、平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づく

りに貢献することが大切となります。○いのち（生命）だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。このため、県民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切に、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります。といたしました。

続きまして、「第4 施策の推進」でございます。まず、1 人権を尊重した行政の推進につきましては、左側の現行指針とほぼ同様の内容としております。次に、6 ページになりますが、2 人権教育及び人権啓発の推進でございます。(1) 人権教育の推進ですが、全般にわたり、「人権教育推進資料(新訂版)」に沿った内容としております。ア 学校における取組につきましては、学校における人権教育推進の取組を具体的に記述しております。特に、①にあります、学校と関係機関との連携の推進や、③にあります児童生徒が互いの意見を尊重し協力して前向きに問題解決を図ろうとする集団づくりの推進などが特徴的です。次に、イ 地域社会における取組ですが、地域社会における人権教育推進の取組を具体的に記述しております。①、②にありますように、自主的な取組に重点を置いたことが特徴であります。次に、7 ページになりますが、(2) 人権啓発の推進でございます。左の現行指針とほぼ同様の内容になっております。続きまして、3 相談・支援体制の充実でございます。まず、(1) 相談体制の充実ですが、自治体における人権に関する相談対応の適切化を図るために、「県及び市町の人権に関する相談対応においては、相談内容を的確に把握し、他の窓口の紹介を含め、適切に対応するよう努めます。」と明記いたしました。次に、(2) 相談者等への支援の推進ですが、支援体制を充実させるために、相談機関と関係機関が連携を強化することをアンダーラインのとおり明記したものであります。

続きまして、8 ページになりますが、「第5 推進体制」でございます。まず、1 それぞれの取組につきましては、(1)から(3)までは、現行指針と同じでございます。(4) 企業の取組については、県内において、企業としての取組がなかなか難しい状況にあることを踏まえ、企業内研修実施に当たっての留意点を明記することとし、「企業内研修の実施に当たっては、内容や手法について、従業員の理解を得ることが求められます。また、地域において開催される研修会や学習会等への従業員の参加に配慮するなどの工夫した取組が求められます。」といたしました。次に、(5) 市町の取組については、住民の意見を反映させるため、何らかの人権施策推進組織を設置することを期待し、アンダーラインのとおり記述を加えました。次に、(6) 県の取組については、広域的な啓発活動を効果的に推進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」を主要な啓発推進組織として位置付け、県として、積極的な取組を進めていくことを明記いたしました。次に、9 ページになりますが、2 推進体制でございます。(2) 自主的な取組への支援を新たに項目立てし、県民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するため、県と市町が連携し、①公民館等の公共施設に研修機能を充実させる。②学習活動に活用できる教材や指導・助言体制を整備する。③自主的な取組支援に関する情報提供を行う。などの条件整備を進めてい

くことを明記いたしました。又、(3)として、民間団体・企業・行政の連携・協力により、指針に基づく取組を進めることを明記いたしました。

続きまして、4分野別施策の推進になりますが、平成19年に各分野全般にわたり、見直しを行っておりますので、基本的には時点修正となります。まず、10ページになりますが、《男女共同参画に関する問題》であります。左側の現行指針の内容に、平成19年以降の取組などを追加しております。次に、12ページになります。《子どもの問題》であります。左側の現行指針の内容に、平成19年以降の取組などを追加しております。次に、13ページになります。《高齢者問題》であります。左側の現行指針の内容に、特段の変更はありません。次に、15ページになります。《障害者問題》であります。左側の現行指針の内容に、平成19年以降の取組などを追加しております。次に、18ページになります。《同和問題》であります。左側の現行指針の内容に、特段の変更はありません。次に、19ページになります。《外国人問題》であります。左側の現行指針の内容に、特段の変更はありません。次に、20ページになります。《感染症患者の問題》であります。左側の現行指針の内容に、特段の変更はありません。次に、《ハンセン病問題》であります。左側の現行指針の内容に、特段の変更はありません。次に、21ページになります。《環境問題》であります。これは新たに項目立てをしてしております。内容としては、循環型社会づくりや地球温暖化対策等の推進について記述をしてしております。次に、《罪や非行を犯した人の問題》であります。特段の変更はありません。次に、22ページになりますが、《犯罪被害者と家族の問題》であります。これは、24ページになりますが、左側の現行指針、その他の人権問題として、「犯罪被害者の保護」とあったものを、項目として独立させたものです。次に、22ページになりますが、《インターネットにおける問題》であります。これも、現行指針において、その他の人権問題に整理されていたものを、項目として独立させたものです。次に、《拉致問題問題》であります。これも、項目として独立させたものです。次に、《性同一性障害者の問題》であります。これは、新たに項目立てし、「性同一性障害者の性別取扱いの特例法」を踏まえた記述をしてしております。次に、23ページになります。《プライバシーの保護》につきましても、特段の変更はありません。最後になりますが、《インフォームド・コンセントの推進》につきましても、特段の変更はありません。以上で、素案に関する説明を終えたいと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、皆様方に改定指針、素案の審議をお願いいたします。今、説明がありました主な見直しを中心に聞かせていただければと思います。いくつかのパートといたしましょうか、章立てに分けて審議をお願いしたいと思います。まずは、1ページの指針の趣旨と性格から始まりまして、4ページの第4、施策の指針、指針の基本理念・キーワードまで、対比表では5ページになりますけれども、この1、2、3、3枚について、皆様から御意見をいただきたいと思っております。中島委員。

中島委員　　今、会長が言われた部分よりちょっとはみ出すかもしれませんが、事前に資料を送付していただいて、現行の指針と照らし合わせて、私なりに整理したいと思うんですが、指針の、この趣旨の冒頭、憲法の問題、2行いれてきた。これ非常に大事な部分ではないだろうか、それに基づいてですね、山口県の取組を2ページ以降、追加で、平成14年以降、指針ができて以降の流れをですね、簡単に分かりやすくまとめていただいておりますのではないかと。今、会長が言われた部分よりはみ出すというのは、この時間の関係もありますから、一気に私は感想も含めて、意見も含めてお話をさせていただきますけども、この指針の基本理念、4ページの基本理念なりキーワード、基本理念では、自由・平等・生存・教育を受ける・勤労の権利を追加をされたかと、これは皆さん御承知と思うんですが、人権に関する山口県が初めて意識調査を行ったと。その中で設問としてですね、こういう部分の、いわゆる勤労権も含めて県民に問うたことがあるんですね、そういうこともとりいれられておるんじゃないかなあと。キーワードについては、私は現行指針よりも、より分かりやすくなっている。これはキーワードの関係で、事務局のほうから説明がありましたけれども、研修なり学習されるおりにですね、どうしても、このキーワード、全国的にも非常に珍しいといえますかほとんどないだろう、全国に指針はありますけども、こうしたキーワードを設けたところはないわけで、そういう意味ではここに非常に興味を持たれて県民の方も学習されるという状況が多々あるように聞いてますし、私も実際、目の前にしたこともあります。現行のじゅう（自由）・びょうどう（平等）・いのち（生命）の関係を含めて、今の現行の部分では非常に説明がしづらい。今度のいわゆる改定の部分では、ある程度これも掘り下げられるんじゃないかなと言う気がしています。きょうせい（共生）の問題もさっきでましたけども、さっき、私が言いましたように、山口市のところでは、指針をですね、今一番、山口県の中で一番新しい部分ですが、本年の3月に山口市は指針を策定をされております。この中でのキーワードは、山口市の場合は、この生命・自由・平等の関係で、4つめにですね、協働、協力の協に働くの協働をいれているんですね。私はこの共生も協働もですね、やっぱり平等の観点から派生してくる問題ではなかろうか。基本的には、人権の問題というのは、あくまで最初は自分の問題でありまして、自分が自由かどうかという部分が確認できるかどうか、確認できたら次は相手、いわゆる他人はどうなのか、他人の自由がきちんと保障されているのか。そういうことを思うこと自体が平等観の走りですから、その部分でいえば、基本的人権というのは私は自由権ではないだろうか。平等とは自由権の平等である。その部分から派生してもろもろの言葉がでてくるだろう。当時、平成14年のこの指針の策定のときですが、私はずいぶん、この当時、協議会でしたが、この共生に非常にこだわりました。最終的には皆さん方の意見の関係もありましたけれども、学者の間で当時ですね、平成12年から13年にかけて学者の方が非常に共生をつかわれておる時期があったんですね。本来なら生物的な部分の、当時、広辞苑を引くと出てこない。

共に生きるとかそういうたぐいのやつは。いわゆる生物的な部分でしか共生の関係はでてこない。いわゆるコバンザメみたいな形を含めてね。そういうことがあるけれども、実際、今の部分では、グローバル化してですね、外国のほうもそういう形で使っている。いろんな人がそういう部分で執筆をされておるし、まあ、山口県としては当時、事務局の最終的な関係では、県民が共に生きるといふことで理解してくれと。ただ、これで10年間やってきた中でですね、事務局もさっきありましたように非常にこの生命・自由・平等・共生という形で説明がしにくい。そういう部分で私もずいぶん意見を聞いています。施策の推進のところに関わっても、人権教育のところでも特に生命と自由と幸福追求の問題、あるいは学校の取組の問題、推進体制についての追加、条件整備の追加もされてます。そういった意味では、現行指針より、非常に一歩も二歩もですね、県民に分かりやすい状況になってきたんではなかろうかと。

私のほうで、これも協議会時代から言ってきた訳ですが環境問題。環境問題の部分では、今回入りましたけども、今、現行の指針では、この環境問題についてはですね、その他の人権問題の中の、またその他です。その中で環境問題という4文字だけなんです。現行指針は、それに比べると非常に今回。まあ、そうはいつでも、私は、順番に、順番ということにこだわる必要はないかもわからんですが、今回の部分では、環境問題がハンセン病の後に来ていますが、私は、本来は、男女共同参画の前、一番最初に環境問題というのがあるべきだろうと。国のほうにおいても環境省も設置して、環境問題に非常に取り組んでおられます。国としても位置付けをされておる。いろんな環境問題があろうかと思いますが、今後いろんな形ででてくると思うんですね。そういう意味では、特に今年の3月の東日本の震災において、この環境問題が非常に問われると。中でも福島原発に関わっては、今日まだ收拾の目途が立っていない。ようするに、人間が帰れないですから、この地元には。これはいつ帰れるかということをはひくくめて、これは私は、人的な環境破壊は、国民の一人として絶対、許すわけにはいかない。自然の部分はまた回復するというのが、可能性はありますけれども、この人的な環境破壊はすべきではない。山口県においてもですね、過去、水銀汚濁の問題も含めていろいろありました。私は審議会の中でも、ずいぶん環境問題の中では、今、県内では、こういう問題もあるじゃないかと言ってきたつもりなんですけども、今回、いくらかのスペースをとっていただいて位置付けをされている。これも、一番最初に、冒頭にくるかどうかということもあるでしょうけども、もう一回、県当局としても検討をしていただきたい。

で、これはむしろですね、指針の周知度が19.4%という前回、いわゆる意識調査の中でありましたように、当時は7年位やってそういうことでしたけども、今後ますますですね、県民の方に周知していただくためにも、この周知の関係、あるいは人権が侵害された際に黙って我慢すると。これは、指針の周知度の問題も当時、教職員のところでは、平均して54.2%が知ってますよと。公務員にいたっては27.6%という非常に低い率であったわけですね。おそらく今日は若干高くなっておると思いますけども、そういう部分で、人権

が侵害された時に黙って我慢するというのが教職員のところで60%を超える66.7%、公務員のところで57.1%もある。こういう部分の関係では、今回指針の部分で新たに記述されている、いわゆる人権教育の関係で職員のいわゆる研修も、かなり重視されていますので、私は現指針の部分より、非常に県民にある程度わかりやすい部分に近づいているのではなかろうか。そういうふうに感想として持ちます。

ただ一つ、罪や非行を犯した人の問題。これ20ページに記述されているわけですが、これで保護司の問題で、審議会です、当審議会です、私が、公的に、いわゆる連携を取る場合に公的にできないか。連携を取ると言っても、わからない分では連携を取りようがないじゃないか。相談を受けた場合に。それを発言をしたときに法務局長も、そうだ。そういう部分では調べてみようということであって、最終的にはやっぱり公表できない。ということは、会長もよくご存じのように、そういう非常に残念だという、私は、これは審議会の議事録に残っていますが、私は非常に残念な思いを当審議会では述べたつもりですが、で、今回のですね、特に20ページから21ページの基本方針のところ、終わりから2行目の、このため罪や非行を犯した人に対する偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するための啓発活動の推進に努めます。それでは、このための方法は、具体的にはどのようなことがあるのか。私はやっぱり保護司の公表問題に関わって、まだ釈然としない部分があるんですね。今日の朝日新聞の山口版を見ると、長門市長選挙があります。この部分で、お二人が立候補されてます。一人の女性の方が、保護司という肩書きも、新聞では報道されています。こういうときは出るんです。今日の朝日新聞の山口版に載ってますけども、ちゃんと肩書きが出る。で、普通、相談をしようとしても、それじゃあどうなんですかといってもなかなか出してくれない。これ非常に矛盾を感じる訳ですね。で、そういう部分と、今の記述の下から2行目の基本方針の中では、これではよくわからない。もうちょっと整理をしていただく必要があるんじゃないか。そういうふうに思ってます。

それと最後に、意見として、今日の段階の意見として、また意見書を出させていただく用意がありますけども、今日の最後の部分では、現指針の字の大きさなんですけども、本日の資料では、非常に資料ですから、詰めて書かれているんでしょうけども、現指針の部分も、冒頭の知事挨拶の文字と中身の文字が、大きさが違うんですね。一番最初の知事挨拶の部分は非常に読みやすい。若干工夫して、ちょっと、間位の字の大きさになるかどうか分かりませんが、私専門家ではないので、あれドットとかなんとかいうんでしょうけども、もうちょっと見やすく、いわゆる間隔、行間の関係も含めて、もうちょっと見やすくしていただくと助かると思ってます。

議長

ありがとうございました。御意見と問題と課題の御指摘がありました。また事務局のほうでしかるべく御検討お願い申し上げます。申し訳ありません。今日、すこし12時までという予定でございますので、少し申し訳ありませんが、

審議のほう、皆様から御意見を続けてまいりますけども、御意見をお持ちの方ちょっと。お一方、お二方。じゃあ、先にどうぞ。

岸委員 今の4ページまででよろしいですか。それ以降、・・・

議長 それ以降、5まで、申し訳ありません。施策の推進から推進体制まで、分野別というところを除いて御意見等ございましたらということで、分野別のところはまた後で、ページで申しますと9ページまで。

岸委員 岸です。すいません。4点ちょっと質問があるんですが、質問と意見です。まず最初3ページなんですけども。今まで、女性・子ども・高齢者というふうに各問題点が全部列記してあったんですが、今回は、女性の場合は、男女共同参画に関する問題というふうにくくられてしまって、男女共同参画に関する問題点は多々ありまして、セクシャルハラスメント・ドメスティックバイオレンス等の問題というのがちょっと薄れてしまったかなという感があります。詳しくは10ページからの具体的な例を見て下さいということなのかもしれませんが、ちょっとそういう部分は残念でした。

もう一点は6ページです。6ページの地域社会における人権教育推進の取組を具体的に記述というのがあるんですが、イですね、学習機会の充実とか②の多様な学習機会を提供するとともに・・・というふうに書いてありますが、具体的にどういうことをお考えなのか。来年度はやまぐち女性財団、きらめき財団、人づくり財団が一つになるという話を聞いておりますが、やまぐち女性財団やきらめき財団は講師派遣ということをやっているらしいです。私もちょっと、やまぐち女性財団の登録講師をしているんですけども、女性財団の中には人権ともからむような講演会の講師の方もたくさんいらっしゃるのですが、そういう財団が一緒になることを利用して、今回また人権啓発の意味もあり、講師派遣とか考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3点目は8ページですけれども、企業の取組の中に、企業内研修の充実、セクシャルハラスメントの根絶、前回もセクシャルハラスメントというふうに書いてあるんですが、セクハラだけでなく企業内はパワーハラスメントが結構大きいんですね。パワーハラスメントの中にセクシャルハラスメントも入りますので、この中にパワーハラスメントという文言も入れていただければありがたいかなと思います。

この下にあります山口県人権啓発活動ネットワーク協議会なんですけど、山口地方法務局と県と山口県人権擁護委員連合会で構成するとありますが、もうちょっと広げていただければありがたいかなと思うんですね。啓発活動というのは宣伝も入ります。前はマスコミを活用するという文言が入っていましたが、今回はちょっとテレビやラジオ、新聞という言葉が見当たらなかったんですけど、すごく大きいのがやっぱりテレビなんですね。そういうものを利用しながら、

啓発活動を行う専門の協議会を作られるのであれば、そういう啓発活動に明るい専門家もいれていただければとてもありがたいかなと感じました。以上です。

議長 ありがとうございます。質問という部分もございますけど、これまた、今からの様々な検討の中で、折々やりとりさせていただければと思います。続いて、どうぞ。

鈴木委員 二点ございます。一点目は、先程質問さして頂きました4ページ第3の指針の基本理念、キーワードのところで、「きょうせい（共生）」が落ちている点なんですけれど、この平成14年に策定され、その後、中々掘り下げて説明がしづらいという説明がございましたけど、ここに、人権推進教育の課題がまさに見えてきたところではないでしょうか。自分と異なる文化や課題を背負った方々を知り、理解し、共に生きるということについて、平素具体的なケースを用いて学習するといった人権推進教育の工夫を用いていく必要があるところだと思います。「きょうせい（共生）」を折角入れていたのに、落としてしまうと、人権を理解するときの実践の概念が落ちてしまうのではないかと思います。

もう一点は、7ページの「相談支援体制の充実」なんですけど3(2)相談者等への支援の推進ですけども、相談機関が主に公的な相談機関があがっていても、民間機関でも相談活動が活発に行われております。特にDVの相談は本当に民間の活動が充実して行われておりますので、明示された方が良いのではないのでしょうか。すいません。もう一つ。山口県で、相談活動をしてますと、過疎の地域の方の相談アクセスが非常に難しいというのを聞いております。相談機関に相談に行かなければならないのか、来てくれるのか、電話でも相談に応じてくれるのか。相談機関、アクセスの充実についても明示された方がよいのではないかと感じました。以上です。

議長 以上の御意見等について、事務局に検討をお願いしておきたいと思います。ありがとうございます。それでは、9ページ以降の「分野別施策の推進」については、平成19年6月に改定しておりますので、その後の関係法令の整備や関連分野の基本計画等の策定などに伴う時点修正であります。説明がありましたように新たな人権課題も盛り込まれております。ページ数も多いので、御意見があれば、該当のページをお示しいただいて、御発言をお願いします。

河野委員 職場における課題の中で、これを作った当時になくて現在、問題となっているのは、正規社員と非正規社員の格差。これは、テーマとして「埋める」というよりも大きな問題で、実際、山口県も例外じゃあないかと思いますので、4ページは埋めてもらえれば。それから、5ページですねえ。「地域社会」ということをしきりに書いておられますけど、4ページですねえ、地域での課題ということで、相互扶助機能が低下する中でということで反省しているんです。こんな中で地域社会がどうだこうだということを書いてもあんまりピンとこな

いんじゃないかと。むしろ、これよりも県民及びこだわるのなら地域社会、地域社会はあんまり機能が落ちてますのを認めておられるわけで4ページで。だから、僕は地域社会というのは、言葉はいいけれども、現実的にどうだろうかなあとあって、これは一つの意見としてお聞きになってください。

増田委員 二点ほどです。人権を推進するに当たって、関連機関相互の連携強化は大事だと思いますし、支援体制の強化は大事だと思います。その際に、それぞれのケースに対して、情報の保護も含めた取扱いのルールを行政が確立しているか、確立していなければ、今後どれだけ、どういうふうにして確立していくのか、その目標水準等をあと、教えていただければ。それが一つ。

二つ目が、人権推進それぞれ子どもとか障害者とか問題がありますが、それぞれ個々のケースに個別に分けるのではなく、人権推進の根幹にあるのは、他者を理解する、他者感覚が希薄化していることが問題であって、鈴木委員がおっしゃったように、同じになることよりもすれ違いが大事で、そのすれ違いを如何に理解していくかというところが大事なんじゃないかというふうに思っています。そこを骨子の間で一言でも入れていただければ、幸せます。以上です。

議 長 貴重な意見をまだまだいただきたいところですが、事務局の方では今日御発言いただけなかった問題につきましても、ファックス等で御意見を頂くように段取りをしているように聞いております。事務局の方から、御案内してください。

人権対策
室次長 一枚紙で、ファックス送信表の様式があります。今日、意見が十分言えなかった部分、あるいは、色々御意見等頂戴いたしております。それを補足する部分も含められて結構でございますので、この紙を利用していただきたいと考えております。

議 長 申し訳ありません。御意見はこのような形で頂くこととしまして、時間が迫ってまいりましたので、今日の最後の審議案件、今後の審議スケジュール、改定スケジュールの案について事務局からお願いします。

人権対策
室次長 改定スケジュール（案）、一枚紙でございます。指針の改定につきましては、この審議会の審議を経て、来年3月を目途に作業を進めさせていただければと考えております。12月にはパブリックコメントを実施したい。というふうに考えております。来年2月に第2回審議会を開催させていただきまして、その中で今日は素案でございますけど、今日色々御意見たまわりました。これを踏まえて、改定指針（案）を提出させていただきまして、御審議いただきたいところでございます。それで、答申をいただきまして、3月には改定指針の策定、公表というスケジュールを考えております。以上です。

議 長 今、改定スケジュールが示されました。このような日程に従いまして、検討が進められるということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 はい、ありがとうございました。事務局におかれては、本日皆様に十分意見をいただけない点も踏まえまして、かなりファックス、皆様方どうか遠慮なく事務局に意見をお寄せいただき、それらを踏まえまして、改定(案)の策定をするようお願い申し上げます。

それでは、次回はこの改定(案)について審議することとしまして、委員の皆様方には、何卒引き続き御協力の程よろしくお願ひします。その他、事務局の方から連絡事項があればよろしくお願ひします。

人権対策 委員の皆様方には大変御多忙だと思います。第2回目の審議会の開催日程について、あらかじめお諮りしますが、今のところ、来年2月の第2週、6日から10日のこの間での調整をお願いしたいと思います。また、この辺については、ファックス、郵便などでお知らせしていきたい。日程調整についてはそういうふうな形で進めていきたいと思います。それから、今日その他資料として、平成22年における山口県内の「人権侵犯事件」の状況についてという山口地方法務局が作成しております。これらも、参考にしていただければと考えております。事務局からは、以上です。

議 長 今お聞きのとおり、後程次回の日程調整をするというので、どうかよろしくお願ひします。では、本日予定しておりました議事は以上です。皆様方には、議事の進行に協力をいただき、ありがとうございました。では、事務局の方にマイクをお返しします。

人権対策 委員の皆様、大変お疲れ様でした。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ただ、十分意見をいただく時間ありませんでしたけど、先程お願ひしたとおり、今日おっしゃられたことも含めまして、補足的に何かございましたら、是非御連絡いただき、事務局としましては、この改定に一生懸命取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。今日は本当にありがとうございます。